

支援金制度等の具体的設計に関する
大臣懇話会（第1回）
議事録

こども家庭庁長官官房総務課

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（第1回）

日時：令和5年11月9日（木）10時30分～12時30分

場所：こども家庭庁庁議室

【議事】

- （1）本懇話会の進め方について
- （2）支援金制度等の具体的設計について

【出席者】

（構成員）

遠藤座長、伊奈川構成員、井上構成員、大下代理、菊池構成員、北川構成員、権丈構成員、佐藤構成員、佐野構成員、袖井構成員、原構成員、三日月構成員（オンライン）、村上構成員、横尾構成員

（こども家庭庁）

加藤大臣、渡辺長官、熊木審議官、田中参事官、西岡参事官、吉田参事官、東企画官、岩崎企画官、本後保育政策課長、山口成育環境課長、渡邊児童手当管理室長

（厚生労働省）

尾田雇用保険課長、若林年金課長

○田中参事官 定刻になりましたので、ただいまより、第1回「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

加藤大臣におかれましては出席の予定でございますけれども、国会用務のため、遅れての参加となります。

カメラの撮影はここまででお願いしたいと思います。御退室をお願いします。

(カメラ退室)

○田中参事官 では、冒頭の進行を務めさせていただきますことも家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室の田中と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の資料でございますが、議事次第に記載のと通りの4点となっております。また、本日はお手元のタブレットによるペーパーレスの開催とさせていただきます。操作方法に御不明点等ございましたら、事務局のほうにお尋ねくださいませ。

本日、御参集いただきました構成員の皆様の御紹介につきましては、誠に恐縮でございますが、お配りをしております構成員名簿をもって代えさせていただきますと存じます。

続きまして、本日の構成員の御出欠について御報告させていただきます。

日本商工会議所理事・企画調査部長の五十嵐構成員におかれましては、所用により、産業政策第二部長の大下様が代理で御出席いただいております。

また、滋賀県知事の三日月構成員におかれましては、オンラインでの出席となりますが、所用により途中参加・途中退席となり、それ以外の時間は滋賀県健康医療福祉部子ども青少年局長の園田様が代理で出席される予定となっております。

続きまして、事務局側の出席者でございますが、こちらも時間の関係上、お配りしております座席表で御確認いただければと存じます。

それでは、議事(1)「本懇話会の進め方について」に移ります。参考資料1の懇話会の開催要綱を御覧くださいませ。

「2. 構成等」の(3)におきまして、「懇話会には、座長を置く」と規定されております。本懇話会の座長は遠藤構成員をお願いしております。

それでは、以降の進行につきましては、遠藤座長をお願いいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ただいま御指名をいただきました遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

支援金制度につきましては、少子化対策に受益を有する全世代・全経済が、社会保険制度を通して子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みでございます。

本日は初回でございますので、後ほど事務局から説明のある論点につきまして、それぞれのお立場からの御意見を広くいただきたいと思いますので、自由討議という形にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事(2)「支援金制度等の具体的な設計について」に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○田中参事官 参事官でございます。

資料1「支援金制度等の具体的設計について」に沿いまして、議論のための論点を御説明してまいります。

初めに、本年6月に閣議決定をされました「こども未来戦略方針」を踏まえました支援金制度の位置づけにつきまして、2ページでございますが、少子化対策全体の財源のフレームと支援金制度について御説明をいたします。

まず1つ目の○と2つ目の○でございますが、戦略方針では、少子化を、我が国が直面する最大の危機であり、2030年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、3兆円半ばに及ぶ加速化プランを実現することによって、全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援するための抜本的な政策強化を図ることとしております。

その上で、これを支える財源については、まずは①徹底した歳出改革と、②既定予算の最大限の活用をできる限り行った上で、③支援金制度を構築するとしてございます。

3つ目の○でございますが、戦略方針では、支援金制度について、全体として実質的な追加負担を生じさせないことを目指すとしてございますが、これは、高齢化等に伴い医療・介護の保険料率が上昇いたしますが、経済の好循環の実現と令和10年度までかけて積み上げる歳出改革によって生じる実質的な国民負担の軽減効果の中で支援金制度を構築することにより、追加的な国民負担を生じさせないことを目指すこととしてございます。このため、全世代型社会保障を構築する観点に立った歳出改革等を引き続き行うことで、医療・介護の保険料の伸びの軽減を図る必要がございます。

4つ目の○では、少子化対策の財源は、原則として将来世代の負担に帰すべきものではないこと、他方、若い世代の所得を増やす観点からは、歳出改革や賃上げの取組を先行させ、かつ、これらを最大限行うことにより、国民生活や経済政策と調和しつつ、できる限り円滑に次元の異なる抜本的な対策を推進していくこととしたものでございます。

5つ目の○、令和10年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、加速化プランの実施は給付先行型の枠組みとなっております。特に、児童手当の拡充は令和6年度中の実施を検討していることから、こども特例公債を発行するという枠組みになってございます。

3ページを御覧くださいませ。

1つ目の○ですけれども、現行の妊娠・出産・育児の支援につきましては、社会保険・拠出金制度、税財源の組合せにより支えられております。

2つ目の○、少子化・人口減少は、我が国の社会・経済に大きな影響を及ぼすものであり、逆に実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含む全ての国民、企業を含む経済全体にとって極めて重要な受益となります。また、今回の政策強化は、基本理念として「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としております。特に、児童手当の拡充は、広い範囲の子育て世帯にとって確かな支援拡充となります。

すなわち、支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みであると考えてございます。

企業とともに、高齢者も含めた全ての世代が、歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることにより、一人一人の拠出額を抑えまして、子育て世帯にとっては給付が拠出を大きく上回ることとなります。

一方で、特に子育て世帯以外の方にとっては新たな拠出となるわけですが、これは子育て世代への所得の再分配として捉える視点が重要と考えてございます。

その上で、支援金が個人にとって過度な影響とならないようにする必要がございます。このため、拠出額は負担に応じた仕組みとするなどの設計が重要と考えてございます。

次の4ページには、戦略方針におきます安定的な財源の確保に関する記載を抜粋してございます。

続きまして、5ページには、来年、通常国会への法案提出に向けまして検討が必要な具体的論点を3点記載してございます。

なお、※印にございますとおり、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保につきましては、徹底した歳出改革等を引き続き行うとされてございますが、今後、「全世代型社会保障構築会議」におきまして、2028年度までに必要な社会保障の改革工程を年末までに策定することとされてございます。こども家庭庁におきましては、支援金制度の具体的な設計を詰める作業を進めるということになります。

次の6ページから、3点の各論点について順次御説明を申し上げます。

6ページは、支援金を充当する事業についてでございます。

①、国民各層に新たな拠出をお願いすることから、支援金を充当する事業を法律上明確化・限定する必要性、また、その制度設計についてどう考えるか。

②、支援金を充当する事業につきましては、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえ、「加速化プラン」に基づく制度化等により大きく拡充する事業であって、対象者に一定の広がりのある事業とすることについてどのように考えるかということ。考えられる事業の例として、出産・子育て応援交付金の制度化、共働き・共育てを推進するための経済支援、こども誰でも通園制度、児童手当の4つを例示してございます。

また、支援金を充当する事業は、支援金制度施行までの間はこども特例公債によって財源を賄うこととしてございます。支援金制度の施行後は、支援金はこの償還にも充てることになると考えてございます。

③でございますが、支援金の規模につきましては、本年末にかけての予算編成の過程において検討することになりますけれども、各事業にどの程度充当するか、その割合についても明示する必要があると考えてございます。その規模にもよりますが、支援金による負担の割合を設定していくに当たりましては、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳の支援にまず充当するという視点を持つことについて、どのように考える

かという論点を挙げさせていただいております。

7ページには、支援金を充当する事業に関する戦略方針における記載、また、10月2日のこども未来戦略会議における御意見を記載してございます。

8ページからは、支援金の賦課・徴収についてでございます。

1つ目のボツですが、我が国の社会保障制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢者が受ける構図となっている中で、「加速化プラン」の実施により、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重要な受益をもたらすものと考えております。

このため、真ん中から下に記載しております「戦略方針」の記載や、こども未来戦略会議における意見等を踏まえまして、医療保険者に被保険者からの支援金の徴収及び国への納付をお願いすることについて、その法的位置づけを含め、どのように考えるかという論点を挙げてございます。

9ページでございます。

現行の社会保険制度における費用負担の例として、介護納付金、子ども・子育て拠出金、後期高齢者支援金、出産育児支援金の例を記載してございます。社会保険制度は、加入者間の分かち合いの仕組みでございますが、具体的な給付と負担の在り方については、記載のような様々な例があるという状況でございます。

10ページでございます。

仮に医療保険者の皆様に支援金の徴収及び国への納付をお願いする場合の制度設計に当たっての論点でございます。

①は、現行制度における医療保険者間の費用負担につきましては、次のページの参考1で記載してございますけれども、保険料総額、加入者数、総報酬額に応じた費用の分担の仕組みがございまして、これらを踏まえまして支援金制度についてはどのような費用負担の在り方が考えられるか。

②につきましては、支援金について、現行の医療保険制度の賦課方法をここに記載してございますが、こうしたものを踏まえましてどのように考えるか。

③でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、公費による支援措置がございまして、保険料額の一定の上限がございまして、支援金制度について、これらを踏まえどのように考えるかという論点を掲げております。

11ページでございます。

参考2には、現行の医療保険各制度における賦課方法を記載してございます。

12ページでございます。

透明性の確保を図るための措置ということで、新たな特別会計についてでございます。

こども未来戦略方針で創設することとされてございます支援金や子ども・子育て拠出金、雇用保険料といった特定の財源の使途の透明性を確保するため、これら財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理するために設ける、新たな特別会計、いわゆる「こ

ども金庫」の設計についてどのように考えるか。

なお、特別会計につきましては、※にございますが、財政法13条2項におきまして、「特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合等に限って、法律を以て、設置する」とされてございます。

13ページでございます。

さらに、透明性の確保の観点からは、こども・子育て政策に要する経費は、医療・介護のように高齢化等に伴う自然増があるものではないわけでございますけれども、その上で、特別会計の創設等に加えまして、①充当事業や充当割合を法律上明確化・限定すること、②毎年度の支援金の規模等を決定する際に、支援金を拠出する立場の関係者の皆様から意見を聴取すること、③子ども・子育て拠出金におきましては事業主の拠出金率に上限が設けられていることを踏まえまして、支援金についても上限を設定することについてどう考えるかということ論点としておるところでございます。

参考資料として各制度の説明資料等をお付けしておりますけれども、事務局からの御説明は以上となります。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御発言をいただきたいと思いますが、まず論点が幅広いので、前半と後半の2つに分けて議論をさせていただきたいと思います。

ただいま説明のありました資料の2ページから5ページまで、支援金制度の位置づけについてを前半、資料6ページ以降の支援金制度の設計に当たっての具体的な論点を後半とさせていただきます。前半・後半を分けて御意見をいただきたいと思います。

多くの構成員がいらっしゃいますので、前半・後半ともにお一人2～3分ずつの発言とさせていただきます。11時半ぐらいまでを前半といたしますが、どうもこの話の内容から見て後半のほうが御意見が多々あるだろうと思いますので、早めに終われば後半に移りたいと思っております。

御発言の意思がある方は挙手をお願いしたいと思います。オンライン参加の場合は、チャット機能の挙手からお願いしたいと思います。

それから、時間を短縮する意味で、事務局への質問等がある場合は、一問一答方式とするのではなくて、ある程度まとめて事務局から回答していただきたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。

それでは、いかがでございましょうか。

佐野構成員、お願いいたします。

○佐野構成員 ありがとうございます。

まず、少子化の問題は、当然ながら我が国にとっては喫緊の課題ですし、まさに国を挙げて取り組むべき待ったなしの重要施策であると認識をしております。

その上で、この資料でも提示いただいておりますけれども、やはり支援金については徹底した歳出改革、既定予算の最大限の活用を前提として、全世代型社会保障を構築する観

点から、全世代で支える仕組みを導入して、子育て世代である現役世代の負担軽減に資するものとするべきであると考えております。

その上で、この支援金制度の趣旨・位置づけについて、資料でも示していただいておりますけれども、こども未来戦略方針に示されたところの「社会保険の賦課・徴収ルートを活用」の検討に当たっては、新たな支援金は、税でもなく、医療保険・年金などの保険原理に基づく一般的な社会保険とも異なる性質のものと思われまますので、まずは国のほうでしっかりと合理的な説明を行っていただいて、国民に納得いただく必要があると考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、菊池構成員、お願いいたします。

○菊池構成員 ありがとうございます。

少子化対策は、経済と社会保障の持続可能性を高め、個人の幸福追求に資するのみならず、社会全体の福利を向上させる極めて価値の高い社会保障政策であると思います。実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含む全ての国民、企業を含む社会・経済全体にとって大きな受益をもたらします。

その前提に立てば、今般の支援金制度について、少子化対策から受益する全ての世代、そして経済・社会全体が子育て世帯を支える、分かち合い・連帯の仕組みであるという説明には十分な合理性があると同時に、だからこそ、同じく連帯の仕組みである社会保険のスキームを活用することになじむと考えられます。

日本の社会保険制度では、医療、年金、労災、雇用保険に加え、2000年に日本の介護負担を社会化するという考え方の下、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして介護保険制度が創設されました。そして、今般の取組は、日本の社会保険制度において、高齢化への対応の後、いわば最後に残された課題に対応するものであると考えます。

現在、少子化がこれほどまでに進行する中、戦略方針の基本理念にあるように、社会全体の構造・意識を変え、子育て支援に関する新しい分かち合い・連帯の枠組みを創設することには大きな意義があると考えます。

今、私たちは、日本が人口減少社会という危機的な局面に対峙し、次の時代を切り開くための岐路に立っていると言ってしまうのではないと思えます。

また、社会保険制度では、これまで現役世代が拠出の中心を担い、高齢世代が多く給付を受ける構造となってきたため、少子高齢化が急速に進めばその存立基盤が脆弱になるという課題を抱えてきました。その中で、子育て世代を全世代で支えるという、これまでとは異なる構図の新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込むことは、社会保険制度を支える連帯の基盤を強固にすることにもつながると考えられます。

支援金制度の法的性格を考えた場合、児童手当の対象は、法文上、父母に限定されているわけではありません。その意味では、潜在的な受益可能性は広く開かれています。ただ

し、現実的には、最高裁判所が憲法84条の租税法律主義の直接適用を受ける租税と性格を異にするメルクマールの一つとして挙げている拠出と給付の牽連性、対価性は、新たな支援金制度の下では、高齢者などにおいてはそれほど明確とは言えないかもしれません。

しかし、そもそも現行の社会保険制度においても、保険者間の財政調整や、保険者による他制度への拠出に保険料が充てられている例があり、拠出と給付が常に直接結びついていくわけではありません。

さきに述べたように、支援金制度の本来的性格が社会保険制度と同様、分かち合い・連帯の仕組みであるとするならば、その法的性格は租税とは一線を画するものであり、これを税と異なる名目で徴収することも当然に許容されると考えられます。

ただし、強制加入・強制徴収という点で、公権力の行使という側面を当然に持つことから、憲法84条の租税法律主義の直接適用はないとしても、少なくともその趣旨は及ぶものと考えます。その点を踏まえた制度設計や配慮が必要であり、後にまた言及させていただきたいと思います。

いずれにせよ、支援金制度を単なる財源調達のための技術的な手段と捉えるのではなく、その本質を捉えて、今の日本に必要な、新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、社会保険制度のよって立つ基盤をさらに強固にすることにもつながるものと捉える視点が重要であり、政府においてはそうした趣旨を広く適切に伝えていただくことが、国民から納得をえて拠出していただくためにも必要であると考えます。

以上です。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、袖井構成員、お願いいたします。

○袖井構成員 少子化対策が待ったなしというのは確かなのですが、実は日本の出生率の低下は70年代半ばからもう続いているのですね。危機が言われたのは1990年代くらいですが、私はたまたま厚生省の人口問題審議会の委員をしていて、そのとき初めて少子化ということが審議会で取り上げられたのですけれども、なぜ国民の間に危機感がないのかというのがとても不思議でした。その後、エンゼルプランとか新エンゼルプランというのができて、各省庁連携でいろいろな事業が提案されたけれども、あれはどうなったのだろうかとすごく疑問に思います。国民に危機感がないということで、新しい制度をつくる上ではそれをまず広げなければいけない。

介護保険について考えますと、ちょうど介護保険ができるとき、「高齢社会をよくする女性の会」も含めて幾つかの市民団体が盛り上がり、「介護の社会化」という旗印で結集して運動を進めて、そして実現に向けたのですね。そのとき、女性たちの間で、次は「育児の社会化だね」というような話も出てきたのです。ところが、私がある審議会でそういうことをちらっと言ったら、経済界の大物の方からぴしゃっと「育児は母親の責任です」と言われてしまいました。

少子化を解消するには、育児というものを社会全体で担っていく。「育児の社会化」という言葉がいいかどうか分からないし、例えば「こどもまんなか」がいいかもしれませんが、何かそういう旗印あるいはキーワードみたいなものをつくって機運を盛り上げていかないと、新しい制度をつくっていくことについての国民的な合意が得られるかどうかすごく疑問に思います。

負担は増やさないとっても、多くの人たちは保険料が上がるのではないかと思うでしょうね。その辺のところ、いかに国民の合意を得るかということを考えていく必要があると思うのです。

もう一つ、0～2歳の小さいお子さんを対象にまず支援金を出すということですが、これも本当にそれでいいのだろうか。例えば、お金を出せばこどもが増えるのだろうか。

私、前に厚生省の児童手当を拡充するときの委員もやったのですが、そのときに幾つか取材をしたのですが、その当時、児童手当は世帯主、つまりお父さんの給与と一緒に振り込まれてしまうので、ほとんどがお父さんの飲み代になってしまっていたということがわかりました。

また、子育て中のお母さんにも取材をしたのですが、もらえるものはもらいたい、あったらいいのだけれども、実は一番大変なのは教育費だとおっしゃるのです。つまり、小さいうちはそんなにお金がかからないと言うのです。だから、一番はやはり教育費、特に高等教育です。大学にお子さんを2人ぐらい通わせると家計は赤字になってしまうのです。だから、取りあえずは乳幼児期でしょうけれども、本当は長い人生を考えて高等教育のところを何とかしないと、若者が将来に希望を持ってないし、結婚もできないと思うのです。

今、学生の半分ぐらいが何らかの形の奨学金を受けていますが、これは奨学金という名前のローンです。多くは利息がついていますね。その利息は銀行利子よりも高いわけです。そういうものを背負って社会に出ていく人たちが本当に結婚してこどもを持つと思うのだろうか。取りあえず今回の支援金というのはいいかもしれませんが、やはりもっとマクロに、社会全体の合意をどうつくっていくか、人生をどうつくっていくか、そういうことを長いスパンで考えていかなければいけないのではないかと思います。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はいかがでございましょう。

それでは、伊奈川構成員からお願いします。

○伊奈川構成員 支援金制度の位置づけについて、今回、こども金庫とセットになっているのですが、全世代型社会保障の財政面からそれを支える基盤ということではないかと私は考えております。特に、支援金制度の基礎として、新しい分かち合い・連帯ということを提示したということは、全ての世代、個人だけではなく社会・経済の一定の受益ということに着目しているということが重要な視点ではないかと思っております。

先ほど菊池構成員から牽連性ということがありましたので、その点についてはもう私は触れませんが、それ以外の点について何点かコメントしたいと思います。

第1点は、世代間の連帯という視点であります。これまで、順送りの支え合いは年金を中心に語られてきたように思いますけれども、今や、高齢者医療制度にも見られますように、社会保障制度全体が世代間連帯の色彩を強めているように思います。今回の支援金も、全ての国民が将来の保険料負担者でもあるこどもを育むことにつながる制度として位置づけられていると理解しております。

第2点は、現役世代の人数、つまり、労働力人口の減少の規模の影響を受けるのは、マクロ経済スライドや積立金の仕組みを組み込んだ年金もさることながら、もしかしたらそういうものがない健康保険や介護保険のような短期保険かもしれないと考えています。

これまでの社会保険の歴史がそうであったように、現在、そして将来のこどもがいかなる分野の労働力となっていくのかということ予測することはなかなか難しいわけでありまして、そうであれば、世代や業種を超えて子育てあるいは子育てを分担することはある意味でのリスク分配という意味合いもあるのではないかと考えております。

第3点は、そのこととも関係しますけれども、こどもから見ると、出生後どのような経済・家庭環境に置かれるのかということに関しては予見可能性がないわけでありまして、それによって人生が一定程度左右されるとすれば、出生を社会的なリスクと捉えることも可能ではないかと考えておるわけでありまして。そういう点では、今回のような社会全体で支援をするという普遍的な制度は合理性を有しているのではないかと思うわけでありまして。

ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、不動産に関してはリバースモーゲージ、直訳すると逆抵当という仕組みがあります。それに例えるならば、支援金制度というのはある意味で未来への投資であり、将来の労働力をあらかじめ見込んで支援をし、そのお金は将来の保険料や税として回収あるいは還元されるというふうにも言えるのではないかと思います。言ってみれば、支援金における受益性というものは、こどもは未来を担う存在であり、将来の労働力という形で、世代間連帯の視点がここには反映していると考えております。

以上であります。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、井上構成員、お願いいたします。

○井上構成員 ありがとうございます。

経済界、事業主、企業という立場で幾つか申し上げたいと思います。

少子化・人口減少問題は、経済界としても国の存続に関わる最重要課題と考えておりまして、少なくとも現時点での経済界のトップの方は皆、自らの問題だということで危機感を抱いております。

その上で、今回の位置づけ等について、総論的に3点申し上げたいと思います。

第1に、こども未来戦略会議で経団連会長からも申し上げたのですが、この問題は本来であれば中長期視点から全世代型社会保障改革のグランドデザインを示して、その中で子育て財源も含めて税・社会保障一体改革という国民的な議論を行うことが必要だと考えております。ただし、ここ数年がラストチャンスということで、「加速化プラン」の一環として今回検討されていると理解をしております。

その上で、今回の支援金制度でございますけれども、実質的な負担を生じさせないということが前提となっているとはいえ、国民や企業にとっては新たな拠出を伴うものでございます。これが制度に対する不安や不信につながることをないように、十分な理解の醸成を図っていただきたいと思っております。6月にこども未来戦略方針が確定してからこれまでの間に、この理解醸成の動きがなかったということは少し残念に思います。

第2に、こども未来戦略方針が取りまとめられました6月と現時点では、政府の経済対策に示されているような所得減税あるいは賃金引上げに対する極めて強い要請、こういった大きな環境変化がございます。政府のその他の諸施策、賃金引上げのモメンタムへの影響など、支援金の効果や規模、実施時期等につきましては、政策全体との齟齬が生じないように慎重に検討していただきたいと思っております。

第3に、子育て政策に必要な財源は、企業も含めて全世代で公平に負担をしていく公平原則が基本だと思います。この点、企業は既に事業主拠出金制度の下で先行して子育て財源の多くを負担しております。新しい支援金制度においても事業主の追加負担が生じます。少なくとも現行の事業主拠出金の負担がこれ以上増大することのないように御配慮をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

権丈構成員 お願いいたします。

○権丈構成員 ありがとうございます。

こども・子育て支援の新しい制度を今創設するということは、とても望ましいと考えております。先ほどお話もありましたように、ここでそうした制度が必要とされる状況にあることをしっかりと共有していくことが重要だと考えております。

社会保障の機能の一つに、賃金という分配システムだけでは対応し切れない、収入の途絶と支出の膨張に備える生活安定化機能があります。子育て期は、長い人生の中で支出が増大する時期です。昨今では、家計収入に占める女性の所得の重要性が増していますので、出産・育児期の離職による収入減のインパクトも大きくなっています。

また、出産・育児期はキャリア形成に重要な時期とも重なります。この時期に女性が相当期間、労働市場から離れてしまうと、その影響は長く続いてきます。そのことが、これまで女性の経済的自立を困難にしてきた面がございました。

そして、こうしたキャリアコスト、出産・育児の機会費用が大きくなっているところに、

直近の出生動向基本調査において、女性の理想のライフコースに関して、未婚の男女ともに結婚・出産後も仕事を続けるという両立コースが初めて最多となっている事情がございます。男女ともに働き続けることを望むようになること自体は、すてきなことだと思いますけれども、社会の仕組みがそれに対応できていないと少子化が加速いたします。

加えて、賃金は生活保障給としての要素も持っていて、扶養手当が支給されることも多かったのですが、年功的な賃金や扶養手当の支給対象とならない非正規雇用の労働者が増えてきました。また、賃金や手当等の見直しも進んでいます。

そうした中で、賃金を支払う企業とは違う方法で、子育て世代を対象にして収入の途絶や支出の膨張に対応する形で、家族形成の直接・間接のコストを軽減する新たな公的な制度を速やかに準備することは、今の日本社会にとっては不可欠だと考えております。

若い人たちに制度の持続的な存在を将来にわたって信頼してもらうためには、安定した財源を確保した仕組みを創設することが重要になります。財源調達では、全世代の人たちに薄く広く協力してもらい、給付は子育て世代に集中して手厚く行うようにすれば、彼らの給付から負担を引いた純便益は大きなプラスになります。そうした所得再分配政策の働きを若い人たちにも説き続けていくことも、今必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、村上構成員、お願いいたします。

○村上構成員 ありがとうございます。

こども未来戦略会議には芳野会長も出席しておりますけれども、私どもとしての考え方を申し上げます。

私ども連合が2022年に行ったアンケート結果では、保護者が教育費などの経済的負担や根深いジェンダーバイアス、子育てと仕事の両立が難しいと感じている実態が明らかになっております。こども未来戦略にある、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある方向こそ、まず重要と考えております。

また、固定的性別役割分担意識からの脱却や、仕事と生活を両立できる環境の整備など、若い世代や子育てを希望する世代も含めて、誰もが安心してこどもを産み育てやすい社会だと実感できる、明るい未来を描けるようにする必要があると考えます。

その上で、こども・子育て支援施策を拡充するために必要な財源の確保については、社会全体でこどもや子育てを支えるとの考えに基づき、税や財政全体の見直しを排除することなく、幅広い財源確保策を検討すべきと考えております。

資料1の3ページ目では、支援金制度について、社会保険制度を通して子育てを支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとされております。教育や児童福祉に関わる財源は公費で賄われてきたことを踏まえれば、税財源を排除し、社会保険制度を通して、法的性質や給付と負担の関係が不明確な支援金制度を新設することには大きな疑問がございます。

加えて、社会保険制度を通じて負担する一方で、その使途はこども・子育て支援を目的とした施策であるということは、本来の社会保険制度の趣旨に沿っていないのではないかとこの疑問も持ちます。

さらに、雇用保険財源に関わる施策も提起されておりますが、使用する財源についてはその施策や財源の趣旨を踏まえて適切なものか、関係する審議会において十分な議論を行うことが前提であるべきと考えます。

また、社会保障の制度改革や歳出の見直しが社会保障の機能の劣化を招いてはなりません。関係審議会においては、こども・子育て支援施策の財源を捻出するためではなく、社会保障の機能を維持するために必要な施策を議論する必要があると考えております。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 ありがとうございます。

私は、ふだん社会保険労務士として、中小企業向けに育児・介護両立支援などの職場づくりの支援をしています。プライベートでは、子育てと仕事に悩んだ経験があって、実際に制度を使ってきた立場として意見を述べたいと思います。

今回の支援金制度は、負担は増やさない設計と言いますが、やはり支援金としての徴収が始まれば、所得が少ない若い人などは家計の面から厳しいと感じる方もいらっしゃると思います。しかしながら、介護保険と同じようなイメージで、子育てにおいて今まで個人が負担していた費用やキャリアダウン、精神的な負担を社会全体で負担してくれる環境になっていくというのは、大きな時代の流れから見ても必要な取組だと理解しています。

あと、社会保険は高齢者向けの給付に偏りがちですが、今後は子育て世代の所得の再分配を進めていくということにも非常に意義があると思っています。これを機に、子育てがキャリアの支障にならない環境になっていくことを期待しています。

年金もそうだと思うのですが、保険料は毎月引かれて認識されやすい反面、社会保険の意義とか恩恵は認識されにくいと感じています。単純に保険料と給付をてんびんにかけて損得を見ると、損をしているように感じる人もいると思うのですが、私的扶養の社会化という視点で考えると、非常に多くの方が恩恵を受けているものだと思います。

将来にわたる経済の発展とか、独身であっても高齢期の生活を支えてもらえる環境を維持するという意味でも、中長期的に社会にプラスになるように、制度を使う人の声も聞きながら進めていくことを期待しています。

最後に、ただ、社会保険は強制加入ですので、今物価が上昇して苦しいという中でそういった負担が続くことになってしまうことに関しては、もっと中長期的なメリットとか使い道に関する丁寧な説明と、透明性を持った運用が求められるのではないかなと思っています。

以上になります。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、横尾構成員、お願いいたします。

○横尾構成員 ありがとうございます。

幾つか意見を述べさせていただきます。

私は自治体の首長ですので、市長として自治体の立場あるいは現場を担っている方々、そして後期高齢者医療広域連合の全国協議会の会長をしていますので、そういった観点から御意見を申し上げたいと思います。

高齢者、特に後期高齢者の方を含む高齢者から見ますと、子や孫のことは大事なことのひとつだと思うのですね。もちろん御自身の健康も極めて重要です。親になったら分かりますけれども「この子のために命を代わってあげてもいい」という瞬間が、おそらく難病に遭遇した御家庭では親御さんは必ず持っていらっしゃったと思います。そのことは、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父母の世代も一緒だと思うのですね。それぐらい、子ども、子宝にかける希望と愛情は強いものがあると思います。ひょっとしたら、その絆がいろいろな社会保障制度とか世の中の絆を支えているのではないかなど、仕事をしながらいろいろ感じているところですよ。

しかし、一方では、なかなか話しづらい難しいことに出会って、そのことも黙って頑張ってこられた方々が多数おられます。まさに、大正、昭和、平成、令和と生き抜いて、いろいろなところで社会を支えてくださった方々がたくさんおられます。その方々が今、後期高齢者になってらっしゃるのですね。

もう一つ思うのは、子ども家庭庁は、今日は長官もいらっしゃいますし、幹部の方がいらっしゃるので少し申し上げますけれども、給付金を配る役所にとどまってはいけないと思います。

なぜこんなことを申し上げるかという、どうしても金銭のことが話題になって、金額は幾らで、配り方がどうだとか、国会でも論議になりますし、報道関係でも話題になりますので注目が集まります。

でも、子育てをこれからしたい、子宝に恵まれて子育て真っ最中、そういった世代の方々とお話をすると、お金をもらえそうだから子を持ちたいと思うわけではないのですよね。お金をもらったから安心して子育てができる、もう全部オーケーよとなるわけでもないのですね。

では、何が肝心かなど。いっぱい議論はあると思いますけれども、例えば、出産をして養育・育児になって、その後、教育という過程に入ってきますけれども、この過程も含めた人生の最初の滑走路を飛び立つときに、うちの子はちゃんと飛び立てるだろうかという思いで見ているのですね。そのときに、滑走路はがたがたで、乗らなければいけない飛行機があるかどうか分からないみたいな状況では、誰も乗客になろうと思いません。

すなわち、出産のことについては、出生率の問題で関心が集まりますけれども、実は保

育園、幼稚園のライフステージ、学校に行くライフステージ、進学・就職というステージ、こういったところに、社会としてサポートするシステムやケアする仕組みがあれば、安心して進めると思うのですね。そこがこれから一番大事ではないかなと思います。もちろんその要の一つにお金のことがありますので、費用のことをどうサポートするかというのが今話題になっているわけですね。

以前にも別の審議会でお話をしたことがあるのですが、北欧の方とじっくり話をしたことがあります。スウェーデン、ノルウェー、デンマークあるいはベネルクス三国のオランダとか、フィンランドも含めますけれども、そういった国々。例えば、フィンランドですと、子が生まれてネウボラというところに行くと、ずっと子育てサポートを多角的にやってくれるのですね。

あるいは、スウェーデンの方とお話をすると、私がお会いしたときもたしか社会負担率は3割を超えているのですね。「大丈夫ですか。」と言うと、こう言われたのです。「私が納める税をはじめとした社会負担が、誰か特定の団体・企業のところに行くのだったら納めたくもない。でも、僕が働いて納めるものがみんなのために役立って、日々努力をしている普通の人たちがみんな健康で元気に人生を送って幸せに生きられるような、そういう社会の基盤をつくるために使われるのだったら、喜んで3割でも負担していい」と言うのです。

「本当に大丈夫。」とまた議論をしますと、その国の場合、そのおかげで私たちは生まれるときに病院に行く、人生の途中で病院に行く、学校・保育所に行く、これらにほとんど費用負担が生じません。海外にいても大学の試験を受けることができるサポートまでできています。

そういった仕組みを社会としてどうつくるべきか。そして、先ほど申し上げたような納税意識のようなものを日本国はつくれるかどうかということそのときに感じました。かなり前です。

今回のこども家庭庁並びに今回の支援金に関わる議論は、まさにそこに新たな第3の道をつくる糸口になるのかなとも感じているのですね。本来だったら税という議論があるのですけれども、なかなか複雑で、政治的にも厳しい面がありますので、こういった形でサポートということはいいいことではないかなと思います。ここに、日本らしい家庭の絆、家族の絆と、地域コミュニティのサポートということも織り交ぜながら、よりよい社会をつくっていくのが今回の大きなミッションではないかなと、現場並びに世代の方々を見て感じているところでございます。

そういったことを踏まえて、今日いただいたペーパーの説明が先ほどありましたけれども、財源のことがございました。3点あって、歳出改革、既定予算最大の活用、支援金制度の創設ということです。

歳出改革につきまして、絶対に避けて通れないのは、デジタルガバナンスを早くつくっていくことだと思います。いろいろ議論があって、報道でも騒がれましたけれども、マイ

ナンバー制度は極めて重要ですので、これを基本としてデジタルガバナンスをきちっと進めていくべきだと思います。

例えば、自治体の現場で言うと、今回の給付金なんかもマイナンバーカードと口座をリンクしていれば、本当に簡便に給付できます。でも、それがないために手作業です。書類づくり、封入、確認、ほとんど手作業でやっているのです。そういったものを早く簡素化して行って、コストが嵩むことなく、迅速にできるようにすれば、歳出改革に当然つながっていくし、公務員も疲れません。給付を受理する側も早くもらえるから大丈夫です。そう思います。

また、既定予算の最大活用については、財務省を中心に国家予算は検討されているので、工夫されると思います。

また、支援金制度は、この後も議論がありますけれども、全世代型社会保障制度を形づくる意味で、新たなこどもに関する特例公債のような形を今回ペーパーでも説明いただきましたけれども、まさにそういったものは未来の世代を支える大切なものですので、しっかりと打ち立てるべきだと思います。

そのときにぜひお願いしたいのは、冒頭に言いましたけれども、年配の皆さんや働いている皆さんが喜んで納めていいよという価値観を共有しなければいけないと思うのです。そのためには、このことをやればこういう希望に近づいていける、こういう希望を少しでも実現できる、そのためにあなたも協力してくれませんかというような啓発・広報も必要だと思います。

そして、余分なこと言いますと、これは恐らくオンラインでマスコミの方々は御覧になっているのですよね。報道機関の方をお願いしたいのは、子育ては大変なのだけれども、実は本当に尊い喜びがあることを伝えてほしいと思うのです。仕事が忙しくて疲れて帰ってきてても、こどもの寝顔を見たらおやじも元気になりますよ。僕も経験しました。あるいは、こどものためにということで、みんなで工夫しているいろいろなことをやるではないですか。そういう慈しみとか、寄り添うとか、温かい気持ちが家族から生まれてくるので、そのよさを、どんなスタイルでもいいですし、ドラマでも結構ですけども、ぜひ伝えてほしいなと思うのですね。

江戸期から明治期になるときに、儒学や寺子屋、藩校があります。けれども、私も孔子廟のある町なので勉強して気づいたのですけれども、入門書があるのですよ。孝経、論語、大学、中庸、その他です。

古典「孝経」にこう書いてあります。親孝行とは目の前にいる親を助けることも大事だけれども、もっと大事なことがある。それは、あなたが自分の才能を磨き伸ばして、世に役立つ仕事をして、こつこつ頑張る。「あなたのところの息子さん、お嬢さんは頑張っているね、おかげでこんなに助かっているよ」と。そのことを本人からではなく、人から聞く。そういう教育を我々の先人たちは志したのですね。

だから、同じようなことをして行って、心根からこどもたちをサポートする、家族をみ

んなで慈しむ、そういった制度になることを、ぜひこども家庭庁から創設をしていただきたいと心から願っています。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ここで、三日月構成員がオンラインで出席可能になっておりますので、三日月構成員、御発言の御意思があればぜひいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

○三日月構成員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

○遠藤座長 よろしく願いいたします。

ただいま前半・後半に分けて前半をやっておりますけれども、三日月構成員はこの後公務があるということですので、後半部分についても御発言いただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

○三日月構成員 座長のお取り計らいに感謝を申し上げます。

全国知事会で子ども・子育て政策推進本部長を拝命しております滋賀県知事の三日月でございます。こういう機会をいただきありがとうございます。

大きく2点申し上げます。支援金の充当事業と新たな特別会計の創設について申し上げます。

まず1点目の支援金制度の位置づけについてでございます。この施策推進のための財源が、予見可能な形で安定的に確保されることが重要だと考えております。全国知事会としては、かねてより国の責任において地方財政措置も含め地方財源について確実に措置することを求めてまいりましたので、支援金制度の創設については賛成の立場です。

この創設に当たりましては、子育て世帯以外の方々にとっては新たな負担となりますことから、当然、支援金の使途は各所から御理解がいただけるものとすべきだと考えます。もとより、こども・若者へ将来の負担を生じさせるべきではないと考えております。

6ページに例示されております支援金対象事業については基本的に賛成ですが、これまで比較的支援が手薄であった妊娠・出産期から0～2歳の支援策に加え、全国一律の医療費助成制度など、とりわけこどもや妊産婦の命を守るためのセーフティネットはぜひ対象としていただきたいと考えております。

同時に、対象事業が限定され過ぎないように、従来からの課題であります、保育士の研修機会の確保などによる質の向上や、いじめ・不登校・児童虐待対策の支援なども視野に入れ、教員や支援に携わる人材確保も必要であることも念頭に置いて、幅広く御議論をいただきたいと存じます。

また、現在、「政府内において調整」とされている公務員分の育児休業給付や児童手当の取扱いにつきましても、支援金の対象としていただくか、もし対象とならないならば代替財源を国において確保していただきたいと存じます。

なお、こども誰でも通園制度（仮称）につきましても、子育て世帯の負担軽減の趣旨に賛同いたしますが、保育士が不足する実情の下では安全管理を不安視する声もあります。

制度設計に当たりましては、地域の実情も考慮し、市町村や施設が導入しやすくなる財政支援も併せてお願いしたいと存じます。

加えまして、この支援金の財源につきましては、歳出改革等による財源確保が前提とされておりますが、もとよりその必要性に異論はないものの、結果的にこども・子育てに係る予算を付け替えて財源とすることとならないようお願いしたいと存じます。

ちなみに、滋賀県では交通税の議論も始めているところであります。逃げずに、財源の議論もお願いしたいと存じます。

幅広い理解を得る上で、2つ目ですけれども、特別会計、いわゆるこども金庫を創設して、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を図ることについても賛成でございます。その観点からも、支援金の使途につきましては、法律上、明確化・透明性を確保することが望ましいと私も考えます。

今回、論点として支援金の賦課・徴収の方法が挙がっておりますが、支援金の規模感や対象となる事業が不明なままでは、具体の支援金の賦課を議論することは困難ではないかと考えます。

なお、支援金制度（仮称）につきましては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組みであり、賦課対象者の広さを考慮しつつ、社会保険の賦課・徴収ルートを活用することとされております。医療保険制度が他の保険制度より幅広く対象にしていることは間違いなく、この活用が効果的であることは理解いたしますものの、その他の方法も排除することなく、幅広く検討をいただくようお願いしたいと存じます。その際には、しっかりと国民に理解していただけるよう進めていただきたいと存じます。

最後になりますが、支援金制度は、全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、将来世代に負担を送らない観点からも、「こどもまんなか社会」の理念を具現化するものと考えております。

滋賀県では、今いるこどもを大事にすることを念頭にこども施策を考えているところで、こどもを持ってよかった、子育てが楽しいという機運が醸成されることで、先ほど横尾委員もおっしゃっていましたが、みんなが前向きな気持ちを持ってこどもを産むこと、こどもを持つこと、こどもを育てることに取り組めるような、そういう社会をつくっていくことにつながり、そのことがひいては少子化対策にもつながっていくのではないかと考えております。「こどもまんなか社会」への転換は持続可能な社会にもつながるとの認識の下、国と地方が一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

つきましては、施策の実施には、安定的な実施を担保する支援金制度を含めた安定財源の確保が不可欠であり、スピード感を持って検討していただき、年末のこども未来戦略における取りまとめを改めてお願いいたしますとともに、支援金を充当する事業以外も含め、「加速化プラン」の実施に係る財源は、国の財源だけではなく、地方財源もしっかり確保していただきたいと存じます。

最後の最後になりますが、ぜひ基礎自治体である市町村からも意見を聞いていただくようお願いいたします。長くなりましたが、私の発言とさせていただきます。これからもよろしくお願いいたします。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、原構成員、お願いいたします。

○原構成員 ありがとうございます。

私ども国保中央会は、全国の都道府県国民健康保険団体連合会が会員となった組織でございます。国保連合会は国民健康保険法に基づいて設置され、その会員は都道府県と市町村等の保険者となっております。具体的に、私ども中央会は、国保保険者の委託を受けて、連合会が実施する診療報酬の審査・支払業務や保健事業等の業務について、事務処理システムの開発や運用等を行うというのが主な仕事でございます。

したがって、私としては国保の保険者そのものという立場ではありませんけれども、都道府県や市町村等の委託を受けて、日頃より幅広く国保あるいは介護保険等の運営に関わっている立場からこの懇談会では発言をさせていただきたいと思っております。ちょっと前置きが長くなりました。

そこで、総論のところでございますけれども、こども・子育て政策を強化し、少子化の流れを反転させることは我が国にとっても極めて重要な課題であると。これはもうどなたも異論がないことだろうと思います。

国保を含めた医療保険制度にとりましても、これは保険財政面でも、また、今非常に深刻になっていますが、医療・介護サービスを提供する人材の確保といった面においても、制度の支え手を将来に向けて確保していくという観点から、今回のようにこれまでにない思い切った取組を果敢に実施していくことの必要性は十分に理解できるところでございます。

もちろん、後半の制度の設計等でいろいろな難しい問題があることも重々分かりながらも、そこは我々関係者がみんなで知恵を出し合って、何よりも国民の皆さんに理解をしていただく、こども家庭庁を中心に政府においては、そういうような方向でぜひ案を取りまとめていただきたい。私どもとしても協力をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、北川構成員、それから大下代理、お願いします。

○北川構成員 全国健康保険協会の北川でございます。

皆様からそれぞれの分野において大変深い御見識の御意見を拝聴いたしましたので、前半については簡単にコメントさせていただきたいと思っております。

本件につきまして、実効性のある少子化対策を推進するという事は、将来にわたる社

会保障制度の安定化の観点からも極めて重要な政策課題であると認識しております。そのための安定財源を確保することの必要性は、私どもも強く理解しているところでございます。一方で、保険者という立場につきましては、最初の佐野構成員、先ほどの原構成員と同じ立場でございますので、そのスタンスで発言をさせていただきたいと思っております。

今回の新たな分かち合いの負担を求めることにつきましては、資料にも示されているとおり、現役世代に負担が集中することのないよう、また、国においてしっかりと国民の皆様の理解を得ることが重要であると考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、大下代理、よろしくお願ひします。

○大下代理 日本商工会議所の大下と申します。本日は、構成員の五十嵐は所用ありまして、代理で出席をさせていただいております。

地方中小企業に多くの会員を抱えております商工会議所としての、少子化対策に関する基本的な考え方を基にしながら、少し意見を申し述べたいと思っております。

我が国が直面しております急激な少子化・人口減少は、地域や国家の存立に関わる重要な課題と会議所としても認識をいたしております。足元では、中小企業は極めて深刻な人手不足が大きな経営課題となっております。なおかつ、この人手不足はなかなか解消の見通しがありません。構造的な問題として、地方経済あるいは今後の中小企業の経営に深刻な影響を及ぼしているという状況を踏まえますと、もちろんこれから取り組む少子化対策が労働力人口の増加という効果を生むのは相当先になりますけれども、であるからこそ、しっかりと少子化対策にスピード感を持って取り組んでいただくとともに、足元においては仕事と子育ての両立という観点も極めて重要と思っております。

全ての子育て世帯が、希望に沿った形で仕事を続けながら、安心してこどもを産んで育てられる環境をしっかりと整備していく、このことが極めて重要であると考えております。

こうした取組を進めていただくための財源につきまして、新たに支援金制度を設けるということですが、他の方からも御発言がございましたが、出産・育児を行う現役世代の負担が逆に増えることになってしまえば本末転倒です。戦略方針に記載されたとおり、実質的な追加負担を生じさせない、この考え方をしっかりと将来においても完遂させていただきたいと思っております。

企業の負担につきましても、中小企業は今、厳しい経営環境の中で必死に賃上げに取り組もうとしております。支援金の制度がそうした賃上げの意欲、あるいは賃上げの効果を減殺するものとならないよう、配慮をお願いしたいと思っております。

加えて、その観点からも、こども未来戦略方針にはもう一つ、「構造的な賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる」という文言が入っております。このことが全体としての効果をさらに加速していくことにつながると思っておりますので、こ

ちらにつきましては、ぜひ政府全体でのしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

私から以上です。ありがとうございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

前半部、支援金制度の位置づけについて皆様から御意見を承りました。

それでは、時間もございませんので、後段部分の制度設計についての具体的な論点に移りたいと思います。

いかがでございましょうか。どなたからでも結構でございます。

それでは、佐野構成員、お願いいたします。

○佐野構成員 毎回、最初で申し訳ございません。

後半のところについて、医療保険者としての立場で申し上げます。御存じのとおり、医療保険自体も今大変厳しい財政環境にございます。そういった中で今回の支援金の話ということでございますし、既にありますように、社会保険の徴収ルートを活用ということが出ておりますので、医療保険者が支援金の徴収・納付事務を行うのであれば、あくまでも「代行徴収」という位置づけにとどめるべきだと考えております。そういう観点に立って、この論点に沿って意見を申し上げたいと思います。

まず1点目の支援金の充当事業でございます。新しい仕組みとして支援金制度をつくるに当たっては、これまでの事業についての効果検証を含め、事業内容の状況、必要性等をしっかりと国民に説明していただいた上で、この支援金を充当する事業を法律上、明確化・限定をするということについては賛成でございます。

また、同じく6ページに示されています論点の2番目、3番目の考え方についても異論はございません。

それから、2点目の支援金の賦課・徴収についてでございます。先ほど申し上げたように、医療保険者にとっては「代行徴収」でございますけれども、仮に社会保険の徴収ルートを活用するのであれば、その法的な位置づけも含めて、医療保険者、被保険者、加入者等が納得できる説明が必要であると思っております。

その場合、医療保険とは別勘定にするなど、明確に区分けをしていただくということのもとより、代行徴収である以上、負担についての説明責任とか財政運営の責任は、保険者ではなく国が負うということを明確にしていきたいと思っております。

そのために、新たな支援金制度の検討に当たっては、費用負担の例も示されておりますけれども、被用者保険においては、子ども・子育て拠出金のように国が定めた一律の率による徴収としていただきたいと思っております。

なお、今回の支援金制度とは別の話になりますけれども、健保組合としては、同じく代行徴収の位置づけであるにもかかわらず、医療保険者が説明責任を負っているという介護保険料の在り方についても、ぜひこの機会に見直しをお願いしたいと考えております。

3点目の透明性の確保を図るための措置でございます。関係者の意見反映については、毎年度の支援金の規模を決定する際に、支援金を拠出する立場の関係者からの意見聴取は

必ず実施をお願いしたいと思います。

また、支援金の徴収・納付状況や事業への充当状況等については、当然ながら国民に対して広く周知・説明をしていただいて、全世代で支える仕組みということについての理解を得るようにしていただきたいと思います。

それから、支援金に上限を設定することは、医療・介護のような自然増は当面考えにくいと思いますけれども、規模とか見通しが見えない中では上限設定は不可欠であると考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

菊池構成員、お願いいたします。

○菊池構成員 ありがとうございます。

順番が決められているわけではないと思いますが、私から発言させていただきます。

前半で述べましたように、支援金制度が新しい分かち合い・連帯の仕組みであるとするならば、給付については全体として対象者、受益者を広いものとするのが重要であり、事務局が提示された事業はそうした観点から挙げられているものと考えられ、評価したいと思います。

次に、社会保険制度のうち医療保険制度の仕組みを活用することは、賦課対象者の広さという観点から合理性があると考えます。

また、医療保険の給付内容は、人の生命・健康という至高の価値に関わり、例えば一定額で打ち切るといった給付制限を行うなどのコントロールに限界があるという性質上、所得保障ニーズや介護ニーズへの保障を目的とする他の社会保険制度以上に、医療保険制度は給付費の高額化リスクも踏まえ、賦課対象者の規模を広く保つことで、安定的な財源基盤を確保する必要性が高いものです。

年金保険の賦課対象は、全国民が加入する国民年金（基礎年金）においては原則60歳までと現役世代に限定されます。また、介護保険が40歳以上を被保険者としている現状においては、やはり賦課対象者の広がりという点で限界があり、子育て支援のための拠出には医療保険制度を活用するのが適切であると考えます。

ただし、前半で述べましたように、支援金制度は公権力の行使という権力的性格が見られることから、それが将来、法的な歯止めなく無限定に広がることを防ぐとともに、透明性のある仕組みとすることも必要不可欠です。

このため、支援金を充当する給付の内容や支援金が充当される割合、保険者間の費用負担の仕組み、賦課額の算定方法について、法律で明確に定めるなどの配慮は、憲法84条の直接適用がないとしても、その趣旨が及ぶとの観点から必要であると考えます。

また、戦略方針では、支援金制度は賦課対象を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討することとされています。この点、現在、負担能力を判定する所得は稼働所

得が中心となっていますが、対象となる所得をさらに広げていくことが考えられます。金融所得については確定申告の有無により保険料負担が異なる状況となっていることから、支援金制度を検討するに当たっては金融所得も適切に勘案する方式にするべきではないでしょうか。このことは、全世代を通じたの負担能力別負担の考え方を推進する全世代型社会保障の理念にも沿うものと考えられます。このように、他の社会保険制度に先んじて改善策を取り込んでいくことは、支援金制度に対する理解を広げることにも役立つものと考えられます。

こども特例公債について、社会保険制度においては、一般に保険料総額と保険金総額が相等するという原則、いわゆる収支相等の原則が公費を含めた上で妥当するものと言われており、こうした社会保険の原理原則からすれば、公費を投入するとしても、これを後の世代に負担を先送りする歯止めのない公債発行によって賄うことは許されないと言わざるべきであります。

他方で、収支相等の原則は、その本来の趣旨としては、確率計算を通じて保険料が保険金の総額に等しくなるように設定されるところに求められていることからすれば、合理的な保険料計算ができれば足りるものであり、公債発行による資金の調達それ自体が忌避されるべきものではありません。

ここで提案されているこども特例公債は、給付の開始時期と支援金の導入時期の相違をつなぐための創設時のみの一時的な枠組みであり、これに一定の償還期限を設けることや、導入後の支援金も償還に充当することを含め、保険料計算の基礎を掘り崩すものとはまでは言えず、許容されるのではないかと考えます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

それでは、井上構成員、お願いいたします。

○井上構成員 ありがとうございます。

まず、支援金充当事業につきましては、しっかりと法律で明記すべきだと思います。そこに明記された、例えば児童手当等々につきましては拡充の議論等々が行われる場合には、都度支援金で対応していくといった点は明確にすべきだと思います。

賦課・徴収についてでございますけれども、徴収の利便性あるいは全世代を対象にするという面で、医療保険への賦課という仕組みにすることは一つの案であると思います。しかしながら、形としてはやはりこれは賃金課税という形になります。少なくとも短期的な経済効果、あるいは国民や企業へのマインド面におきましては、政府の経済対策に示されたような所得減税あるいは賃上げ促進税制とは全く逆のベクトルであるということは指摘しておきたいと思っております。本来は、冒頭に申し上げたような税・社会保障の一体改革の中で議論すべきものと考えております。

繰り返しになりますけれども、賃上げ最優先という政府の政策全体との齟齬が生じない

こと、納得性のある説明をお願いしたいと思います。また、徴収を代行する保険者にも過度な負担がかからないように御配慮いただきたいと思います。

御指摘のありました金融所得についても、負担能力に応じてという面で加えることは私も賛成でございますし、さらに言えば、金融資産につきましても、把握ができるのであれば、長期的にはそれも考慮していくべきではないかなと思います。

新たな特別会計でございますけれども、特別会計を設ける意義は、こども・子育て政策の予算財源を単に集めて区分経理するというだけでなく、国民・企業などの負担者に対し、その政策効果を見える化することが重要だと思います。

その中でも重要な点は、「加速化プラン」が人口減少にどのような効果を及ぼすかということであり、この点を重点的に見える化をしていただきたいと思います。あわせて、過去の少子化対策の効果についても整理が必要だと思います。

こども金庫の中には、公費支援金、事業主拠出金、雇用保険料、様々な財源が含まれることとなります。将来的にはこれらの整理が必要ではないかと考えます。

毎年度、関係者の意見を聴取するという案には賛同いたしますけれども、形式的なものにならないように、意見を聴取する以上、しっかりその意見が反映されるような仕組みにしていきたいと思います。

支援金率の上限を法定することは当然であると思います。しかし、支援金は保険制度ではなく、これは御指摘がありましたけれども、租税法律主義と同様に、必要な予算額以上の率を定めることは厳に慎むべきだと思います。税率の変更は、都度、法律改正の場で議論すべきであると思いますし、仮に余剰が生じた場合には精算の仕組みを設けて率を下げるべきだと考えます。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 ありがとうございます。

8ページの支援金の賦課・徴収について、医療保険者に被保険者からの支援金の徴収及び国への納付を担わせる案ということで提示されておりますけれども、国民の3人に1人、4000万人の加入者から成る日本最大の医療保険者として、また、主に中小企業が加入する医療保険者として意見を述べさせていただきたいと思います。

まず大前提として、今回の支援金は、目的、用途ともにこれまでの医療保険とは全く異なるものであり、仮に医療保険者が支援金の賦課・徴収事務へ協力を求められるとしましても、全国民が負担し、支援する新たな仕組みについて、国の事務に御協力するものとして、医療保険制度とは完全に切り離して設計を進めていただければと考えております。

したがって、なぜ医療保険の賦課・徴収ルートを活用するのかという論点や、なぜ医療保険の加入者の負担の仕組みを援用して全国民に支援金の負担を求めることになるの

かといった理由につきましては、本懇話会や関連の検討会における関係者の議論の中で、従来の施策と整合性があり、かつ合理的な説明が可能かという点も精査していただき、細部を含めた制度設計を国において行っていただきたいと考えております。国がしっかりと説明をし、かつ、関係者の理解を得ていただくようお願いをいたします。

また、御協力に当たっては、事務負担におけるコストについても、実務面を踏まえまして合理的な御検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、伊奈川構成員、お願いいたします。

○伊奈川構成員 ありがとうございます。

御提示いただいた論点の順番とは異なるのですが、私は今回の金庫制度が制度の肝だろうと思っておりますので、そこからコメントさせていただければと思います。

支援金の投入先としてこども金庫という話を聞いたときに、まず思いましたのはドイツやフランスのような社会保険を取っている国はまさに金庫制度であります。日本で金庫というのは今回ある意味では初めて出てきた言葉ではないかとも思ったわけであります。

その点で、重要な点は、今回出生率の比較的高いフランスの家族手当金庫というのは、まさに公的な法人として、自ら実施機関を持つ形で給付なども行っているわけですが、フランスの場合は社会保険でない介護関係の給付については、全国自律連帯金庫、自律というのはオートノミーですが、そういう金庫を使ってやっております、そこは自らの出先機関とか実施機関というのは持っていない、まさに今回のような財政を管理し、見える化を図るといったところに主眼があるわけであります。そういった点では、今回の仕組みと類似する面もあるのではないかなと考えている次第であります。つまり、こういった金庫を設けることの意義は、財政の流れが一元化され、制度の透明性が向上するという点が重要なのだらうと思っております。

また、先ほど来御議論がありますように、拠出金ということでもありますので、租税法主義との関係でも、明確にいろいろな金額等を定めるということもありますけれども、関係者がそういったプロセスに参加するという手続的な正当性も非常に重要な点でありまして、そういったところの一つの糸口になる仕組みとしても評価できるのではないかと考えております。

2点目は徴収ルートの話であります。現実的には、社会保険といいますと年金・医療・介護・雇用保険で、労災というのは性格が違うように思いますが、どうするかというのは一長一短があるわけでありまして、その辺りは行政のほうでもきちんと説明する必要があるのだらうと思っております。

そういった点で考えてみますと、介護の関係では医療と福祉ということで、介護保険以来、地域包括ケアシステムといったものが入ってきているのですけれども、考えてみます

と、こども分野というのは児童福祉法も含めて昔からそういう面があったのではないかと
思うわけであります。乳児院での医療職の配置、あるいは病児保育、あるいは児童福祉の
中での小児慢性特定疾病といったものがありまして、大人以上にヘルスと福祉の結びつき
は強いということがあります。近年は、特にこども家庭センターの創設、あるいは児童虐
待との関係での母子健診の重要性といったこともありますので、ある意味では、地域包括
ケアシステムでありませぬけれども、そういった包括的、今回の資料では普遍的というこ
とで、そのような包括的なアプローチが重要ではないかと考えておるわけであります。

その点では、こども基本法の第13条を見ますと、「関係機関相互の有機的な連携」とい
う言葉がありまして、この「有機的」がどういう意味合いを持っているかというのは私に
は分かりませぬけれども、ある意味では今回の支援金というのはまさに有機的というこ
を象徴している言葉ではないのかなと思う次第であります。

最後の充当先事業という点について言いますと、現金給付と現物給付というのはいろい
ろと性格が異なるわけであります。特に、現物給付の場合は、ほかの分野もそうですけれ
ども、地域性ということがありまして、あまり画一的にやるというのは問題でありますし、
また、弾力性を持たせる一方、負担者、抛出者が過度な負担を負わないようなバランスが
重要なのだらうと考えるわけであります。

そういった点では、これまでのいろいろな社会保障の仕組みの中では、まさに今回の理
念ではありませぬけれども、分かち合いといったようなことで、実施主体も含めて負担を
分かち合うといったようなことであります。

そういった点では、今回、こども誰でも通園制度というのは、恐らく現金給付ではなく
現物給付だとすれば、地域性、また、運営に当たっても、使途という点でも、関係者が関
与しながら進めていくことが大事ではないのかなと考える次第であります。

以上であります。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、横尾構成員、お願いいたします。

○横尾構成員 ありがとうございます。

幾つか申し上げたいと思います。資料のページと項目でお話をしたいと思います。

5 ページ目に3点書いてありまして、先ほど私も引用したところですが、コスト
カットについてはマイナンバー制度の活用をぜひ進めていただきたいと感じていますし、
2つ目のことについて、特に先ほど三日月知事からも出ましたけれども、自治体現場にぜ
ひ作業手順とか方法について確認、ヒアリングをしてほしいと思います。介護保険制度ス
タートのときには、たしか全国から十数名の詳しい職員、地方公務員を集めて、いろい
ろな作業手順を確認しながら、だんだん設計図ができ、そして実行となったと思いますので
お願いします。

また、特別会計のこども金庫につきましては、基本はオーケーだと思っています。新し
い特別会計という形で期待も高まると思いますので、より有効な活用が必要と思います。

ただ、全体を見ますと、財源は大丈夫かなという議論はどうしても残ります。そうしますと、徴収というところが気になってくるところです。高齢者の方、低所得者の方も含めて非常に気になるのは、とにかく負担感がないように、もちろん「新たなものを負担させない」とは書いてあるわけでございますし、説明もございましたけれども、負担感の増大があるとどうしても全体にブレーキがかかってしまいますので、そこら辺はこども家庭庁並びに政府として知恵を出していただきたいなと思っています。

次のページに支援金のこと書いてありまして、法律に明記すべきかどうかですけれども、特に趣旨については明らかに書いていただいたほうが分かりやすいのかなと思います。方法論に関しては、年々歳々工夫も入るし、デジタル革命が入ってきますので、三、四年前のことはもう陳腐になるかもしれませんけれども、趣旨はとても大事だと思います。

また、充当事業についてでございますけれども、特に教育費のことが先ほど来話題になっていました。これはなかなか難しいところなのですけれども、そこら辺の負担をどうするかというのは避けて通れないのかなというのが一つ。

あと、基礎自治体、市町村のほうで非常に気にして、定住のため、人口増のため努力しているのが、子どもたちに医療費の単独補助をしているわけですね。この辺も、本来であるならば国としてやっていただくのが一番いいのではないのかなと感じるところでございます。

また、支援については0～2歳をまず始めようということでございますけれども、先ほども少し触れましたが、先はもっとこうなるよということも、ビジョンだけでもいいですので方向性を出していただくと理解が広まると思います。

続いて、10ページ目に支援金の賦課・徴収のことが書かれています。先ほども少し触れたところでございますが、費用賦課につきましてはいろいろな方法もあるわけですけれども、保険料の総額とか、加入者数とか、総報酬制とあります。この辺は、現状されているので、いきなりこれをやっても反発よりも理解が早いのではないかなという視点に立った御提起だと思います。基本はこのようになるとしても、重要なのはその説明に関する責任は政府でやるよと。ただ、自治体をはじめ、保険者をはじめ、うまく協力をしていただいで推進するという体制を取りながら、きちっと啓発・広報をしていくことが極めて重要だと感じています。このことは負担感にも関係します。

続いて2点目に、同じところで触れられているのがPDCAなど進捗の把握ということなのですけれども、下手をすると、数字が出てしまうと分かりやすいのですけれども、数字を追うことだけになってしまうと、肝心のケアがおろそかにならないとも限りませんので、分かりやすくすると同時に、その辺の不安や不満にならないようお願いしたいなと思います。

続いて13ページに、同じような意見でございますけれども、関係先として基礎自治体をはじめ、保険者もそうですけれども、みんなでやっていかなければなりませんので、ぜひ意見のヒアリングをお願いしたいなと思います。そのことでよりよい制度になっていくと

思います。

あと、本文中には触れておられませんけれども、重要なこととして、難病を抱えるこどもたちもいます。医療的ケアを必要とするこどもたちもいらっしゃいます。御家族もいらっしゃいます。そういった本当に弱者の立場にいらっしゃる方々を、SDGsではありませんが、誰一人取り残さないような配慮とか考え方も併せて発信をいただけたらいいなと改めて思っているところでございます。

それと、こども中心ということは、こどもたちに優しくする社会でもあるわけですが、啓発とか何かという議論もあるのですが、私の持論はそうではなくて、大人がまず模範を示せばいい、バスや電車でもさっと席を譲るなどするのです。そのことでよりよくなっていくだろう、そのことが何より啓発になると思います。そういった社会を大人である我々がまず範を示すぐらいのつもりでやっていかなければいけないと感じています。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

袖井構成員、お願いいたします。

○袖井構成員 児童手当をどうやって給付するのかということを質問したいと思います。先ほども申し上げましたけれども、従来、世帯主に入ってしまったって世帯主が使ってしまったという問題があったり、コロナ給付金の場合も、DVでこどもを連れてお母さんが逃げているのに世帯主のところに入ったという問題もありました。できれば、私はこどもの名義の口座に入れられないかと思うのです。

今回はマイナンバーカードを使うと思うのですね。そうすると、ひもづけの問題でいろいろ議論されましたけれども、マイナンバーカードは原則個人の口座にひもづけということになっておりますよね。だから、本当にこどものために使っていただけるような配り方をしていただきたいと思いますので、今どういうふうにお考えになっているのかを質問したいと思います。

○遠藤座長 一問一答はということですがけれども、ほかから質問がないので、お答えできれば、御意見としてはあのような御意見でありましたけれども、今お考えになっていることについて何かあればお聞かせいただければと思います。

○渡邊児童手当管理室長 御質問ありがとうございます。児童手当管理室長でございます。

児童手当の用途のことは話題になることがございますけれども、以前アンケート調査をしましたものでは、教育費とか貯蓄も含めていろいろな選択肢で聞いておりますが、用途の予定があるものの中では、何らかこどものために使われていることがほぼ100%、ほとんどであるという状況になってございます。

現行では、受給者は父母やこどもの監護をして生計の面倒を見ている人ということになっておりますので、引き続きそのような形で、基本的には親の口座に振り込まれるような形を想定しているところでございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

原構成員、どうぞ。

○原構成員 ありがとうございます。

この支援金については、医療保険の賦課・徴収ルートを活用するという方向が議論の前提になっておりますけれども、実際にそういうことで今後具体的な設計がされていく場合には、国保をはじめとした医療保険制度の運営にマイナスの影響が及ぶことがないように十分留意をしていただきたいということでございます。

その上でまず申し上げたいのは、先ほども総論のところでも申し上げましたけれども、この支援金制度はなかなか難しい、いろいろな課題がある制度だと思っておりますので、もしこういう方向で行くのであれば、検討の過程も含めて、この制度の趣旨とか法的性格、あるいは負担額の根拠とか、いろいろなことについては国が責任を持って国民に分かりやすく説明をする、情報提供していただくということをぜひ求めたいと思っております。

その上で、国保の運営に関わっている立場から幾つか要望を申し上げたいと思っております。

1点目は、保険料の収納率への影響ということでございます。御案内のとおり、国保は制度の構造上、加入者の所得が低くなる傾向にございまして、また被用者保険とは異なって給与天引きという形で保険料の徴収ができないということでございます。したがって、被用者保険に比べて滞納が生じやすいという課題が制度創設時からずっとございます。市町村保険者の皆さんは大変苦勞しているところでございます。

こうした中で、具体的にどんな制度設計になるかにもよると思いますが、先ほど代行徴収といった発言もございましたけれども、保険料に上乗せをするような形で支援金を徴収することになった場合に、額にもよると思いますが、徴収すべき総額が増えた場合には、国保のほうの保険料の収納率にも影響するのではないかと。負担をする人の財布は1つでございまして、仮にそこが医療保険の保険料とは別だとしても、負担する立場から言えば負担増にはなるわけですから、そのことが国保の収納率に影響しないのだろうか、悪化が懸念されるところでございます。

収納率の悪化は国保財政の健全な運営を阻害するものでございまして、極力避ける必要がありますので、支援金制度についてはその導入が収納率の悪化をもたらすことのないように十分配慮して検討を行っていただきたいということでございます。

また、仮に支援金について滞納が生じた場合に、その滞納によって当然財源の不足というものが出てくるわけですから、これは誰が負担をすることになるのか、責任を負うことになるかということについても、併せて大変気になるところでございまして、御検討をお願いしたいと思います。

次に2点目は、新たに支援金の徴収を行うことに伴う保険者の事務負担増ということでございます。支援金の導入に伴い、保険料の収納率が悪化した場合には、さらに国保を含めた滞納者対策の事務が増大するといったことも予想されますし、こうした保険者の事務

負担増に対しては、国の責任で事務費の増加分に対する財政措置を講じるなど、万全の対応をしていただきたいと思いますし、横尾委員あるいは三日月委員のほうからもございましたけれども、事務当事者である市町村あるいは都道府県の皆さんの御意見をよく聞いていただく必要があるのではないかと考えます。

さらに3点目は、支援金の徴収を行う上で必要となるシステムの開発等についてでございます。特に今、自治体システム標準化法という法律が制定されまして、こういった医療保険事務とか介護保険事務については、どこの市町村等でもシステムを活用しておりますけれども、標準的な仕様にに基づき統一した対応をすることになっています。そういったものについて、私どもも国から委託を受けて開発をしているところでございまして、仮にこれを医療保険の徴収ルートで賦課した場合には、当然その辺の手当てが必要になってまいります。こうしたシステムの開発や保守・運用に必要な費用については、国庫補助は当然のことでございますが、行っていただくということでございますし、保険者に財政負担が生じないように特段の御配慮をお願いしたいと思います。

また、日頃から私どもも、先ほどのようなことも含めて、制度改正ごとに国のほうからシステム開発等について委託を受けてやらせていただいておりますし、今回もしこれが制度化された場合には、当然先ほどのような標準システムの関係とかもございまして対応しなければいけません。いつも困っているのは、準備期間がない中で、非常に限られた期間に物すごく複雑なシステム改修をやらなければいけない。これは私どもも大変なのですが、ひいては、それで十分な対応ができずに、最終的には被保険者の皆さんとか、あるいは保険者の皆さんに御迷惑をかけることにもなってまいります。したがって、支援金制度の施行時期については、こうしたシステム開発に要する期間についても十分配慮して御検討いただきたいと思います。

また、負担能力に配慮するという観点は当然大事な観点だと思いますけれども、一方で、社会保障制度を見ていきますと、本当に大事なことであるのですけれども、それを配慮するばかりにきめ細かくなり過ぎて非常に複雑になっているところもございまして。システム開発をする立場から言いますと、制度があまり複雑になり過ぎないようにしていただくということも、ぜひ観点の一つとして御配慮いただければと考えているところでございます。

いずれにしても、支援金制度の問題については、冒頭申し上げましたとおり、私たちの組織の母体である都道府県や市町村等と今後も緊密に連携を図りながら、一体となって対応していかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はいかがでございましょうか。

それでは、村上構成員、お願いいたします。

○村上構成員 ありがとうございます。

前半でも申し上げましたように、こども・子育ての支援策の拡充に必要な財源については、社会全体でこどもや子育てを支えるという考え方に基づいて、税や財政全体の見直しを排除することなく、幅広い財源確保策を検討すべきと考えておりました。支援金制度そのものについては賛同しているものではありませんが、論点について幾つか述べたいと思います。

資料6 ページの①では、支援金を充当する事業を法律上明確化・限定する必要性についてということで、支援金制度を法律上明確化するというにされておりますけれども、新たな目的のために別の支援金制度を創設できてしまうということにもなりかねないといった懸念がございます。

同じく6 ページの②では、育児休業給付に関して書かれておりますけれども、給付率の引上げとか時短勤務時の給付の創設などについては、失業等給付とのバランスや、給付の対象とならない者との公平性などの観点から、慎重に検討する必要があると考えております。

8 ページでは、賦課・徴収についてということで、論点の2つ目でも医療保険者に被保険者からの支援金の徴収及び国への納付をお願いすることとございます。今回、技術的な議論をされるということなのでしょうけれども、賦課や徴収や納付という言葉からは、前半に記載され議論されていまして分ち合いや連帯という言葉とは逆の印象を受けておりました。国民の理解というところからは少し違うのではないかと印象を受けております。

最後、13ページ、毎年度の支援金の規模を決定する際に、支援金を拠出する立場の関係者から意見を聴取するという点でございます。こういったところについては、どの会議で聴取が行われ、聴取した意見がどのように反映されるのかという点は不明確でございます。また、集められた支援金がいつの間にか新たな使途に使われてしまうということも懸念しておりますので、慎重な議論が必要かと思っております。

以上です。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

権丈構成員、お願いいたします。

○権丈構成員 ありがとうございます。

今回、支援金を活用して、全てのこども・子育て世帯を対象とした支援を行っていくことに賛同いたします。若い人々が明るい未来を描ける社会にぜひいただければと思っております。

支援金の充当先として、児童手当の所得制限の撤廃や、これまで支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳の支援策にまずは充当するというのは妥当だと思います。

先週も財政審のほうで話したことでございますが、また先ほど北欧のお話もいただいたところとなります。歴史的に見ますと、スウェーデンの普遍主義的な福祉国家の基礎をつ

くつたとされるミュルダール夫妻も、1930年代に高齢期に必要な生活費を社会化していくと、家族が合理的に行動した場合の親の個人的利益と国民の集団的利益の間にコンフリクトが生じるとみなし、貧困対策としてではなく、家族政策、少子化の予防策として、全てのこどもや世帯を対象とする普遍的福祉政策を唱えておりました。

高齢期向けの社会保険の存在が少子化の原因となっていることも考えると、そうした社会保険が自らの制度の持続可能性を高めるためにも、こども・子育て支援の財源調達に協力するという考え方もできますし、社会保障という所得再分配の考え方としても整合性を持っております。

今年、出産育児一時金の財源に後期高齢者も協力する仕組みがつくられたわけですが、こうした世代間の助け合いという明示的なお金の流れをつくることは、世代間の分断を緩和して、国民みんなの間での連帯意識を醸成していくことに貢献するメッセージ性を持っております。今回創設される支援金は、連帯・助け合いの理念をより前面に出したものになるのだと思います。

給付と財源調達の在り方の関係性は、先ほどお話ししましたように、少子化の原因ともなる高齢期向けの社会保険、そして、8ページにあるように、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重要な受益となる社会保険が、事務手続をはじめとして、こども・子育て支援策に協力するというのは、多くの方が納得できる話かと思われまます。

全世代で広く協力と言うと、消費税も筆頭に考えられますが、まずは支援金という連帯の制度をつかって「加速化プラン」を動かし始める。この制度の存在そのものが連帯意識の涵養に寄与するようになると思います。

最後に、13ページにございますように、こども・子育て政策については、医療や介護と違い、対象のこどもの数がどんどん増えていくわけではないということも議論の前提に置いていかと思います。

制度設計に当たって、事務局から、納得できる制度に向け、大切な論点、考え方を御提示いただきました。全体として支持しております。ここでの議論もございましたので、こうした議論・検討を生かし、よい制度として実現していただきたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

ここで加藤大臣が御到着されました。大臣からは本懇話会の最後に閉会の御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御意見等はいかがでございましょうか。

佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 ありがとうございます。

意見と質問を兼ねてお話しできればと思います。

資料1の10ページの「支援金の賦課・徴収について」というところで、医療保険制度を

活用した徴収をするというところで、いわゆる被用者保険だけではなくて国民健康保険からも介護保険のように徴収するということですが、出産・育児期の支援については被用者とフリーランスや自営業者では非常に大きな格差があると感じています。

参考資料にもあるように、国民年金保険料の免除の幅を広げるといった取組もありますが、それだけでは足りないというところで、若い方の働き方が多様化している中で、たまたま妊娠した時期に被用者じゃなかったというところでは、キャリアの面でも経済的にもかなり厳しいと思いますので、この被用者以外も負担するという枠組みの中で、例えば国民健康保険料の減免など、もっと枠を超えた取組を想定されているのかというところもお聞きできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、横尾構成員、お願いします。

○横尾構成員 今お話をいろいろ聞きながら感じたのですけれども、ふるさと応援寄附が非常に話題になっているのですが、こども未来応援寄附みたいなものもあっていいのかなと思うのですね。

今の仕組みのフレームワークでいきますと、所得とか賦課能力に応じて負担をするのですけれども、中には、そんなものではなくてもっとたくさん応援したいよという気前のいい方もいらっしゃるかもしれませんし、子や孫の世代のためにという思いを持っていらっしゃるかもしれません。そういった方々の社会貢献の受皿としてもあり得るのかなということを感じましたので、問題提起させていただきます。

○遠藤座長 ありがとうございます。問題提起として受け止めさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大下代理、お願いいたします。

○大下代理 ありがとうございます。

まず、支援金を充当する事業について明確化しておくということは、非常に重要と考えております。

その上で、今回その例として児童手当の拡充が挙げられております。手当も一定の意義があると思いますが、現役も含めて子育て世帯が育てやすさを実感できるという観点からは、こども誰でも通園制度、あるいは伴走型の支援など、目に見える形での現物給付の拡充をしっかりと優先していただくことが重要と我々は考えております。

なお、その上で、中小企業においては、仕事と子育ての両立がなかなか容易ではない現状がございます。本人を含め、ともに働く人たちの誰もが理解できるような、両立に向けた職場環境整備の支援も重要と考えておることを申し添えておきたいと思っております。

支援金の賦課・徴収については、健康保険組合に依頼する案が提示されております。くれぐれも、健保組合の本来の事業運営に影響するような過度な負担が生じないように、配慮いただくことが重要かと思っております。

最後に、企業の負担という点で一言申し上げておきたいと思います。これまでも事業主拠出金という形で、企業は子育て支援策の費用の一部負担をしてきております。一定の役割を果たすべきことは当然だと理解しております。一方で、賃上げ原資の確保といった観点からも、さらなる負担増に関してはどうしても慎重にならざるを得ません。

事業主拠出金については定期的に執行状況等を御説明いただき、また意見を聞いていただく機会を御用意いただいております。今回、支援金制度の運営に当たりましても、同じように広く意見を聴取する枠組みを資料に記載をいただいておりますが、意見を聞き反映していただく機会を設けるなど、丁寧な取り組みをお願いしたいと思っております。

あわせて、将来的にはこども金庫という大きな枠組みの中で、事業主拠出金と支援金制度という2つの仕組みの在り方についてどう考えていくのか、整理、見直しをしていく必要があるという問題意識を持っておることを申し添えておきたいと思っております。

私からは以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

まだ御意見はあるかと思えますけれども、当初予定しておりました時間も迫ってまいりましたので、本日の意見交換はこれぐらいにさせていただければと思います。

第1回目ということでございましたけれども、非常に多くの観点から貴重な御意見を頂戴いたしました。非常に有意義な時間だったと思います。本当にありがとうございました。

閉会に当たりまして、加藤大臣より御挨拶をいただきます。

プレスに入室をしていただきますので、しばらくこのままお待ちいただければと思います。よろしく申し上げます。

(プレス入室)

○熊木審議官 座長、すみません。佐藤構成員から御質問があったので、少しお答えをさせていただきます。

○遠藤座長 分かりました。それでは、質問についてお願いいたします。

○熊木審議官 佐藤構成員からは、被用者への支援と非被用者への支援と両方あって、非被用者への支援がまだまだ不足があるのではないかという御指摘でございました。

佐藤構成員の御指摘と同様の問題意識から、今回の「加速化プラン」をつくるに当たりまして、単に被用者の支援だけではなくてということで、フリーランスの方や自営業の方への支援に資する国民年金の保険料免除を構想したということがまず第一歩だと考えております。

その上で、誰でも通園制度とか、児童手当ですとか、ユニバーサルな仕組みをつくるということ、そして、それに安定財源を組むことで対応するというのが当然ながら土台となるということでもあります。

それ以上の支援策につきましては、今後の議論に供すべきだと思いますので、引き続きいろいろな御意見を賜りながらよく検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。大変失礼いたしました。

それでは、加藤大臣、よろしく願いいたします。

○加藤大臣 改めまして、こども政策担当大臣の加藤鮎子でございます。

今回、様々なお立場の関係者の皆様に御多忙の中お集まりをいただき、この懇話会の初開催ができましたこと、心より御礼を申し上げます。

6月に取りまとめられた「こども未来戦略方針」においては、こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源として、歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組みである支援金制度を構築することや、こども・子育て支援のための新たな特別会計、いわゆるこども金庫を創設することなどが定められました。

これを受け、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出することとしており、現在、こども家庭庁におきまして具体的な制度設計を進めているところであります。

今回の懇話会では、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援を抜本的に拡充するため、この新しい分かち合いの仕組みである支援金制度を国民の皆様にとどのようにお伝えしていくかという点などについて、皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。今回頂戴した御意見を踏まえ、引き続き具体的な制度設計に取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様にご改めて御礼を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、本日の懇話会はこれにて閉会したいと思います。

次回開催日程等につきまして事務局からお願いいたします。

○田中参事官 事務局でございます。

次回開催日程につきましては、確定次第、お知らせをいたしたいと存じます。

○遠藤座長 よろしく願いします。

それでは、本日御出席をいただきました皆様方に対して改めて御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。